

地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について (協議事項)

1 協議事項の概要

令和 6 年 4 月 1 日施行の「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」(令和 6 年厚生労働省令第 61 号)への対応

2 改正省令の趣旨

「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和 4 年 12 月 20 日社会保障審議会介護保険部会)において、「センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3 職種(保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者)の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して 3 職種を配置すること・・・など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。」とされたことや、令和 5 年地方分権改革提案において、地域包括支援センターの職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされたこと等を踏まえ、センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための所要の改正を行う。

3 改正の内容

則第 140 条の 66 第 1 号に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべきセンターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について、以下の見直しを行う。

- 現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。
- 上記にかかわらず、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとにセンターに配置すべき 3 職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ 3 職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3 職種のうちいずれか 2 以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。
- その際、この省令の施行の日から起算して 1 年を超えない期間において、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)115 条の 46 第 5 項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る改正後のセンターの職員の配置基準については、なお従前の例による。
- その他所要の改正を行う。

4 参考資料

別添 1 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について(案)(厚生労働省老健局)

別添 2 米子市地域包括支援センターの人員配置基準(令和 5 年 4 月～)

別添 3 センターの再編に伴う人員配置基準等の見込み